

涌谷町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的及び対象者)

第1条 この要綱は、涌谷町に居住又は涌谷町が支援する判断能力が不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「対象者」という。）の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づき、町長が家庭裁判所に対して行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（以下「審判の請求」という。）と、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬等に関する支援について必要な事項を定めるとともに、成年後見制度利用の支援を行うことにより対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。ただし、対象者については、他市区町村等の入所措置者及び支援の対象となっている者は除くものとする。

(審判の請求)

第2条 町長は、対象者について次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を総合的に勘案して、特に必要があると認めるときは審判の請求を行うものとする。

- (1) 対象者の判断能力等の程度
- (2) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否
- (3) 親族等がある場合にあっては、親族等による対象者保護の可能性
- (4) 対象者又はその親族等が当該対象者について審判の請求を行う意思の有無
- (5) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による本人に対する支援策の効果

(親族等への情報提供)

第3条 町長は、第2条第4号の規定により親族等の審判の請求を行う意思の有無を確認しようとする場合で、かつ、その目的が涌谷町個人情報保護条例（平成9年条例第21号）第8条ただし書きに該当する場合には、必要に応じ対象者の状況に係る情報を当該親族等に提供することができる。

(審判の請求に要した費用の負担)

第4条 町長は、第2条の規定により行った審判の請求に要した費用を負担するものとする。

(審判の請求に要した費用の求償)

第5条 町長は、第2条の規定により涌谷町が行った審判の請求に要した費用について、次の各号に該当する場合は審判請求費用請求書（様式第1号）により請求を行うものとする。

- (1) 対象者の財産状況により支払可能と町長が認めるとき
- (2) 対象者又はその関係者が負担すべき特別の事情があると認めるとき

(報酬助成対象者)

第6条 町長は、次の各号に掲げる者が負担する成年後見人等への報酬を助成することができる。ただし、民法に規定する親族が成年後見人等の場合は助成の対象としないものとする。

(1) 資産、収入等の状況から、成年後見人等の報酬額を負担することが困難であると町長が認める者

(2) 町長が前号に準じると認める者

(報酬助成額)

第7条 成年後見人等の報酬助成は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で町長が認めた金額とする。ただし、在宅生活者については月額28,000円、施設入所者については月額18,000円を上限額とする。

(報酬助成の申請)

第8条 前条の規定による報酬助成を受けようとする者は、涌谷町成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第2号)に次に定める書類を添付して、報酬付与の決定を受けた日から3ヶ月以内に町長に提出しなければならない。

(1) 報酬付与の決定通知書

(2) 財産目録

(3) 収支報告書

(4) 登記事項証明書

(報酬助成の決定又は却下)

第9条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書および添付書類等により審査し、涌谷町成年後見制度利用支援事業助成金支給決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(報酬助成金の請求)

第10条 前条の規定により助成決定を受けた者は、涌谷町成年後見制度利用支援事業助成金請求書(様式第4号)により請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第11条 報酬助成金の支給を受けている者の成年後見人等は、報酬助成金の支給を受けている本人(以下「成年被後見人等」という)の資産及び生活状況等に変更が生じた場合は、涌谷町成年後見制度利用支援事業変更届(様式第5号)により当該事実を確認できる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

(報酬助成の中止等)

第12条 町長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を中止又は変更することができる。

(1) 死亡したとき

(2) 後見等の開始審判が取り消されたとき

(3) 前条の規定による届出により、報酬助成に該当しないと認められるとき

(報酬助成金の返還)

第13条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、すでに支給した報酬助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。